

令和 8 年度第 1 回八戸市虐待等防止対策会議

日時：令和 8 年 7 月 14 日（火） 14 時

会場：八戸市庁別館 2 階 会議室 B・C

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

（１）八戸市虐待等防止対策会議の概要について 資料 1-1～1-2

（２）各課所管の会議について

① 八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議 資料 2-1～2-3

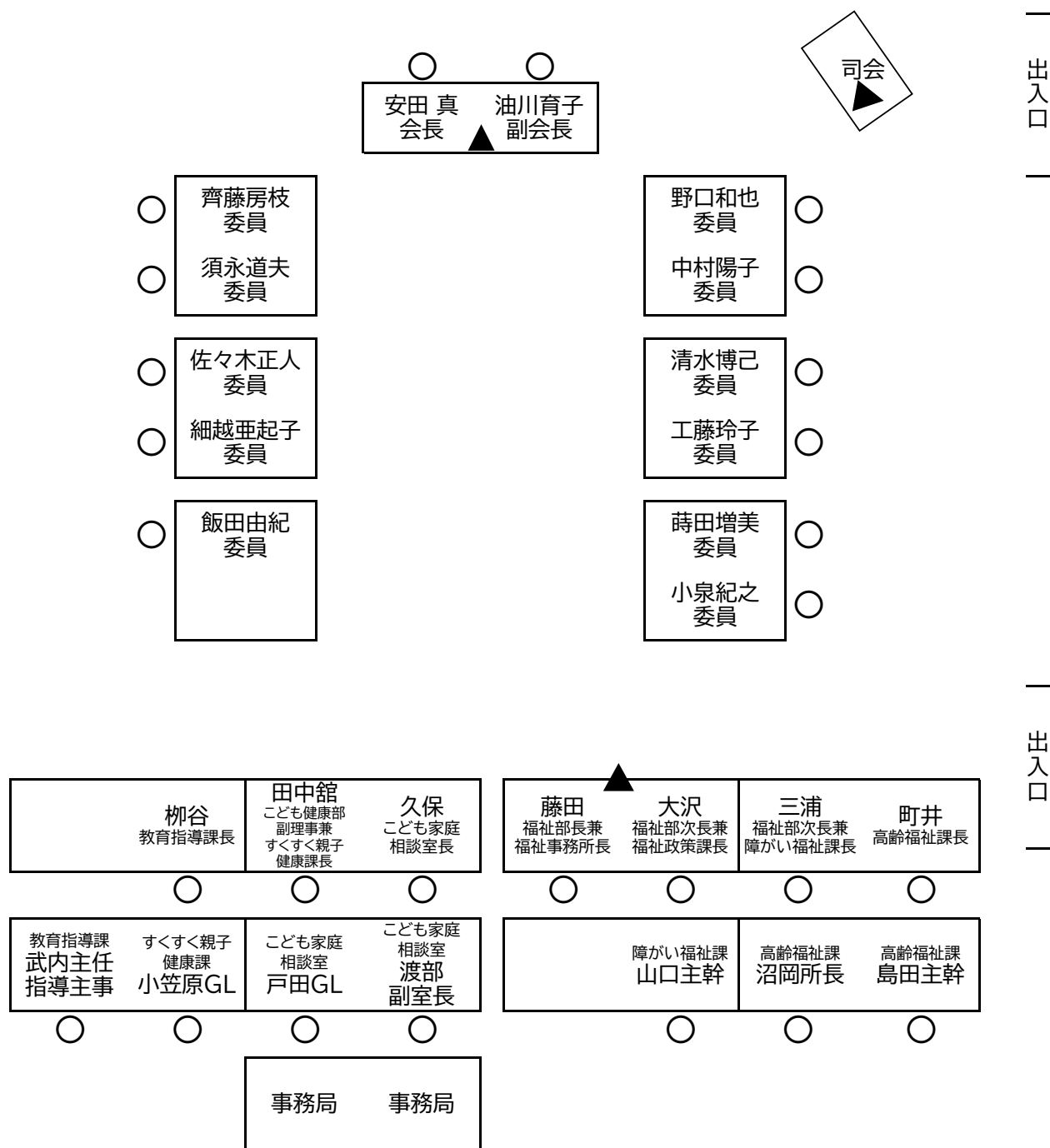
② 八戸市要保護児童対策地域協議会 資料 3-1～3-3

③ 八戸市いじめ問題対策連絡協議会 資料 4

4 閉会

令和8年度第1回 八戸市虐待等防止対策会議 席図

日時：令和8年7月14日(火)14時 / 場所：八戸市庁別館2階 会議室B・C



※ ▲ マイク位置

傍聽席

記者席

■第7期 八戸市虐待等防止対策会議・委員名簿

【対策会議委員】

R7.7.1～R9.6.30（2年間）

	区分	所属団体・機関	委員氏名
1	学識経験者	八戸学院大学短期大学部 こども教育学科	のぐち かずや 野口 和也
2	保健医療関係者	青森県公認心理師・臨床心理士協会	なかむら ようこ 中村 陽子
3		青森県精神保健福祉士協会	しみず ひろみ 清水 博己
4		一般社団法人 八戸市医師会	ふかさわ たかし 深澤 隆
5	福祉関係者	八戸圏域障がい児・者支援連絡協議会	くどう れいこ 工藤 玲子
6		八戸地区社会福祉施設連絡協議会	まさた ますみ 蒔田 増美
7		青森県介護支援専門員協会 八戸支部	こいずみ のりゆき 小泉 紀之
8	地域支援関係者	八戸市民生委員児童委員協議会	さいとう ふさえ 齊藤 房枝
9		八戸地域虐待等困難事例ネットワーク研究会	やすだ まこと 安田 真
10	法曹関係者	青森県弁護士会	すなが みちお 須永 道夫
11	関係行政機関の職員	八戸警察署（生活安全課）	ささき まさと 佐々木 正人
12		青森県三八児童相談所	ほそごえ あきこ 細越 亜起子
13		青森県三戸福祉事務所（福祉調整課）	なかがわ ひろゆき 中川 博行
14	その他市長が必要と認める者	八戸市保育連合会	いいだ ゆき 飯田 由紀
15		八戸市私立幼稚園協会	あぶらかわ いくこ 油川 育子

【庁内関係課】

	部署名	担当分野
1	福祉部 高齢福祉課	高齢者虐待
2	福祉部 障がい福祉課	障がい者虐待
3	こども健康部 すくすく親子健康課	虐待早期発見
4	こども健康部 こども家庭相談室	児童虐待・DV
5	教育委員会 教育指導課	いじめ

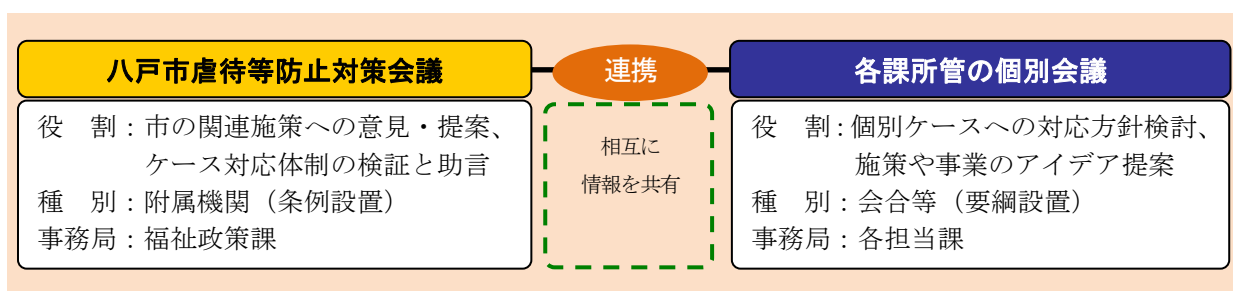
八戸市虐待等防止対策会議の概要

■設置目的

虐待等に関する情報を随時共有するとともに、関連施策や、市と関係機関の連携強化を図る取り組みについて話し合い、虐待防止策等の充実につなげる。

■運用体制

- ・ 対策会議は市の施策及び事業等への意見・提案を行うほか、関係課や各課所管の個別会議における対応状況を全体的に検証し、必要に応じて市に助言する。
 - ・ 各個別会議は、会議での状況を対策会議に報告するほか、対応の中から浮かび上がった施策や事業のアイデアを提案する。
- ⇒ 相互の連携を通じて、虐待等の防止や被害者への支援の実効性を高める。



■委員構成

定数：15名

任期：令和7年7月1日～令和9年6月30日（2年間）

規則上の委員構成	委員数	委員の所属
(1) 学識経験者	1	八戸学院大学短期大学部 こども教育学科
(2) 保健医療関係者	3	青森県公認心理師・臨床心理士協会 青森県精神保健福祉士協会 一般社団法人八戸市医師会
(3) 福祉関係者	3	八戸圏域障がい児・者支援連絡協議会 八戸地区社会福祉施設連絡協議会 青森県介護支援専門員協会 八戸支部
(4) 地域支援関係者	2	八戸市民生委員児童委員協議会 八戸地域虐待等困難事例ネットワーク研究会
(5) 法曹関係者	1	青森県弁護士会
(6) 関係行政機関の職員	3	八戸警察署 青森県三八児童相談所 青森県三戸福祉事務所
(7) その他市長が必要と認める者	2	八戸市保育連合会 八戸市私立幼稚園協会

■令和8年度の開催予定

定例会議 年1回 令和8年7月14日（火）【今回】

■虐待等防止対策会議の運営形態■

附属機関（条例・規則設置）

八戸市虐待等防止対策会議

- ・八戸市虐待等の防止に関する条例に基づき設置
 - ・関係課や、各個別会議における対応状況を全体的に検証し、市に助言または政策等を提言する。
 - ・委員定数 15 名
- 【福祉部 福祉政策課】

対応体制の検証
必要な助言対応状況の報告
施策等の提案

附属機関以外（要領、規則等で設置）

八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議

- ・市が独自に設置する会議。
- ・高齢者や障がい者の支援困難事例（虐待に限らない）について、課題の解決策や支援体制の構築等について検討する。

【福祉部 高齢福祉課、障がい福祉課】

八戸市要保護児童対策地域協議会

- ・児童相談所やDV防止センターで対応した虐待事案へのその後の対応や、要保護児童の支援などについて検討する。

【こども健康部 こども家庭相談室】

八戸市いじめ問題対策連絡協議会

- ・八戸市いじめ防止基本方針に基づき設置する組織。
- ・公立小・中学校におけるいじめの防止等のため、関係する機関及び団体と連携を行う。

【教育委員会 教育指導課】

八戸市における高齢者虐待の現状

1. 相談受理及び対応体制

市内 12 の日常生活圏域ごとに設置する高齢者支援センターが中心となり、市地域包括支援センター（高齢福祉課内）と連携して、虐待の相談や通報の受け付け、事実確認及び高齢者や養護者に対する支援を行う。

2. 養護者による虐待の状況（令和 7 年度分は速報値）

1) 相談件数

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
相談件数	78	115	81
虐待あり・疑い件数	69	97	79

2) 虐待ありの内容

	身体的	心理的	経済的	介護放棄	性的
令和 5 年度	58	33	5	3	2
令和 6 年度	63	48	10	4	0
令和 7 年度	55	20	7	3	0

※重複あり

3) 主な相談通報者（割合）

令和 5 年度：「警察（4 割）」「介護支援専門員（1 割強）」「本人（1 割強）」

令和 6 年度：「警察（6 割）」「介護支援専門員（1 割強）」「本人（1 割弱）」

令和 7 年度：「警察（6 割）」「介護支援専門員（1 割弱）」「家族・親族（1 割弱）」

4) 虐待を受けている高齢者の特徴

性別では「女性」が 7 割を占める。相談受付時の年齢は、「80 歳代」が 5 割弱、「70 歳代」が 4 割弱である。令和 6 年度は「70 歳代」が約半数だったため、年齢層の上昇がみられる。

5) 虐待を行った養護者の特徴

高齢者との続柄は主に「息子」「夫」「娘」となっている。

6) 虐待の要因

昨年度までと同様、夫婦喧嘩や親子喧嘩の延長で通報となっている事例が多い。日常的な口論や日常生活の些細なトラブルから、感情的になって怒鳴る、高齢者を叩く等、暴言や暴力に発展しているケースが多い。

7) 対応結果の概要

- ・ 令和7年度の新規事例のうち年度内に対応が終結したのが31件（38.2%）、フォローアップ期に移行したのが31件（38.2%）である。残る19事例は令和8年度も対応を継続している。
- ・ 支援開始から60日以内で集中的な支援が終わるのが30事例（37.0%）。90日以内では49事例（60.4%）である。
- ・ 多くの事例は当事者への助言及び指導やサービス導入による介護負担の軽減及び見守り体制の構築となっている。分離する事例は少ないが、入院、施設入所、転居が選択肢となっている。

3. その他

虐待事例対応業務の流れは別紙のとおり。

高齢者支援センターにおける虐待事例対応業務の流れ

I 基本的事項

- ・ 高齢者支援センターが主体的に支援を展開する
- ・ 緊急度・重要度を考慮した上で対応を行う
- ・ 高齢者支援センターと高齢福祉課担当チームの情報共有を適切に行う
- ・ 夜間及び休日については法人内で対応する

II 標準的な虐待事例対応業務の流れ

1 相談受理

相談受理した内容をセンター内で情報共有する。

《補足》

緊急度や職員の勤務状況によってはセンター内での情報共有を省いて高齢福祉課に連絡することもありうる。

2 初動会議

通報内容を共有し、緊急性の判断、事実確認の対応方法を確認する。

《手順》

- ・ 高齢者支援センターが受理した事例は担当チームに、高齢福祉課が受理した事例は担当高齢者支援センターに連絡して、初動会議の開催を求める。
- ・ 初動会議の構成は、担当高齢者支援センター職員（1名以上）、高齢福祉課担当チーム職員（1名以上）、所長を基本とする。全員が集まらないことを理由として会議を延期しないこと。
- ・ 初動会議開催に合わせて用意する書類に決まりはない。既存の相談記録表でも手書きのものでもよい。
- ・ 相談を受理した者等が、（分かっている範囲の）相談内容、当事者、関係者の概要を説明する。ケースに対応歴がある場合はそのことも触れる。
- ・ 情報共有後に対応方針を検討する。
- ・ 安否確認及び事実確認の期限を検討する。
- ・ 事例の条件次第では、指導の方針についても検討する。

《注意事項》

- ・ 土・日・祝日・夜間は法人内での対応とし、担当チームへの連絡は休日等が明けてから。早急に、やむを得ない措置の検討が必要な場合には、上記の場合であっても市に連絡する。
- ・ 相談を受けた高齢福祉課担当チームは「令和〇年度_虐待相談対応状況一覧（共有フォルダ内）」に必要事項を入力する。

3 安否確認及び事実確認

- ①すべての事例について、相談受理から原則 48 時間以内に事実確認を行う。
- ②身体的虐待、ネグレクト、性的虐待を受ける可能性がある高齢者については、相談受理から原則 24 時間以内に安否確認を行う。
- ※心理的虐待と経済的虐待についても安否確認を行えば③の対応が可能
- ③安否確認等によって高齢者の安全が高度に確保されていると判断したときは、初動会議と同様の場で検討した上で事実確認の期限を緩和することができる。

《事実確認の方法（例）》

- ・ 当事者からの聞き取り
 - ・ 家族や親族からの聞き取り
 - ・ 関係者からの聞き取り
 - ・ その他の情報収集
- ※ 事実確認のための活動は「虐待の抑止」という側面がある。

《安否確認の方法》

- ・ 信頼できる第三者が虐待を受けた高齢者を目視で確認する。
 - ・ 信頼できる第三者の例は、高齢者支援センター職員、医療機関職員、福祉施設職員、警察、行政職員、民生委員等。当該高齢者の家族や親族による目視については、「虐待に加担している者か否か」「本人を保護することができる者か否か」等を考慮して個別に判断する。
- ※安否確認はただ行えばよいというものではない。確認した事実から高齢者の安全が確保されているか否かを判断する。不足があれば速やかに高齢者支援センター等が重ねて安否確認を行う。
- ・ やむを得ない理由で目視による安否確認ができない場合は、間接的な情報を十分に収集した上で、初動会議と同様の場で安否に関する検討を行う。
 - ・ やむを得ない理由とは、「対象者が定かではない」「対象者が遠方にいる」「面会や訪問を拒んでいる」等。

《備考》

高齢者の安全が高度に確保されている状況の例は以下のとおり。

- ・ 当事者の一方が転居、入院、入所、宿泊、出張等をしている。
- ・ 虐待を行った者が逮捕された。
- ・ 虐待を受けた者と虐待を行った者を比べたときに、前者の健康状態が明らかに勝っており、かつ自ら避難行動をとることができる。
- ・ 高齢者を保護する者が同居しており、ほぼ終日見守りをしている。
- ・ 実質的に当事者が接触する機会がない。

～以下は順番が前後する場合がある～

4 助言及び支援の実施

高齢者や養護者等に対して助言やサービスの調整等を行うことで、虐待の再発を抑止する。

《助言》

(状況にもよるが)虐待の事実を把握した場合は養護者に対して問題となる言動を抑えるよう助言する。また、虐待を受けている高齢者に危機対応の仕方(通報や避難等)を助言する。その他必要な助言を行う。

《支援》

虐待発生の原因を解消又は軽減するために、サービスの調整や見守り体制の構築等を行う。

《備考》

- ・ 虐待の事実を認めず、改善する意向がない場合は、基本的に高齢者支援センターによる集中的な支援が続くことになる。
- ・ この場合、見守り体制を構築して高齢者支援センターによる直接の対応を減らす措置をとることがある。
- ・ なお、見守り体制があると認める条件は「見守りの頻度と質が十分である」「見守りを行う者が意図を理解している」「情報が高齢者支援センターに届くようになっている」の3点である。「サービスが入っているから見守っているはずだ」「家族がいるから見守っているはずだ」というのでは十分でない。

5 ケア会議 ※必要時

支援者間で今後の支援方針や支援機関の役割を確認する。

《備考》

- ・ 開催の方法に特に決まったルールはない。
- ・ 複数の支援者がいるにもかかわらず開催しない場合は、その理由と代替措置を記録しておくこと。
- ・ (高齢者支援センターが担当している事例の場合) 担当チームに参加を求める必要はない。前後に打合せや報告をすれば足りる。

6 虐待事例進行管理会議	虐待の有無の判定、支援方針の確認、支援期の判断を行う。
	《手順等》 別紙資料のとおり。
7 書類提出	必要に応じて以下の書類を高齢福祉課に提出する。 《高齢者虐待通報・相談受付票》※必須 ・ 相談受理から1か月以内に作成し、共有フォルダ経由で高齢福祉課の担当者に提出する。 ・ 共有フォルダにファイルを保存したら担当者に知らせる。 《高齢者虐待事案対応票》※必要時 ・ 警察から通報があった場合のみ作成が必要になる。 ・ 毎回、市が高齢者支援センターに文書を送付して作成を求める。 ・ 警察は1か月以内の返答を期待している模様である。 ・ こちらも高齢者虐待通報・相談受付票と同じ要領で処理する。 《備考》 月1回程度、高齢福祉課の担当者がメールにて書類の提出漏れを知らせる。

八戸市における障がい者虐待の現状

1. 相談受理及び対応体制

平成 24 年に障害者虐待防止法が施行されたのを受け、市障がい福祉課及び 3 箇所の市委託相談支援事業所（障害者相談・活動支援センターぴあみなと、地域生活支援センター青明舎、地域活動支援センターハートステーション）からなる八戸市障がい者虐待防止センターを設置し、相談対応を行っている。

2. 養護者・施設従事者等・使用者による虐待

1) 相談件数

	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
相談件数	17	35	33
虐待認定件数	7	12	9

2) 虐待の内容

※相談 1 件につき複数の虐待内容が重複している場合がある。

	身 体 的	心 理 的	経 済 的	放 棄 放 置	性 的
令和 5 年度	13	3	4	4	0
令和 6 年度	24	15	2	0	3
令和 7 年度	21	9	4	1	1

3) 虐待を受けたと思われる者の障がい種別

※障がい重複している場合がある。

	身 体	知 的	精 神	不 明
令和 5 年度	0	9	7	1
令和 6 年度	3	11	17	4
令和 7 年度	8	11	16	0

4) 主な相談通報者

令和 5 年度：「警察」「施設従事者・行政職員等」

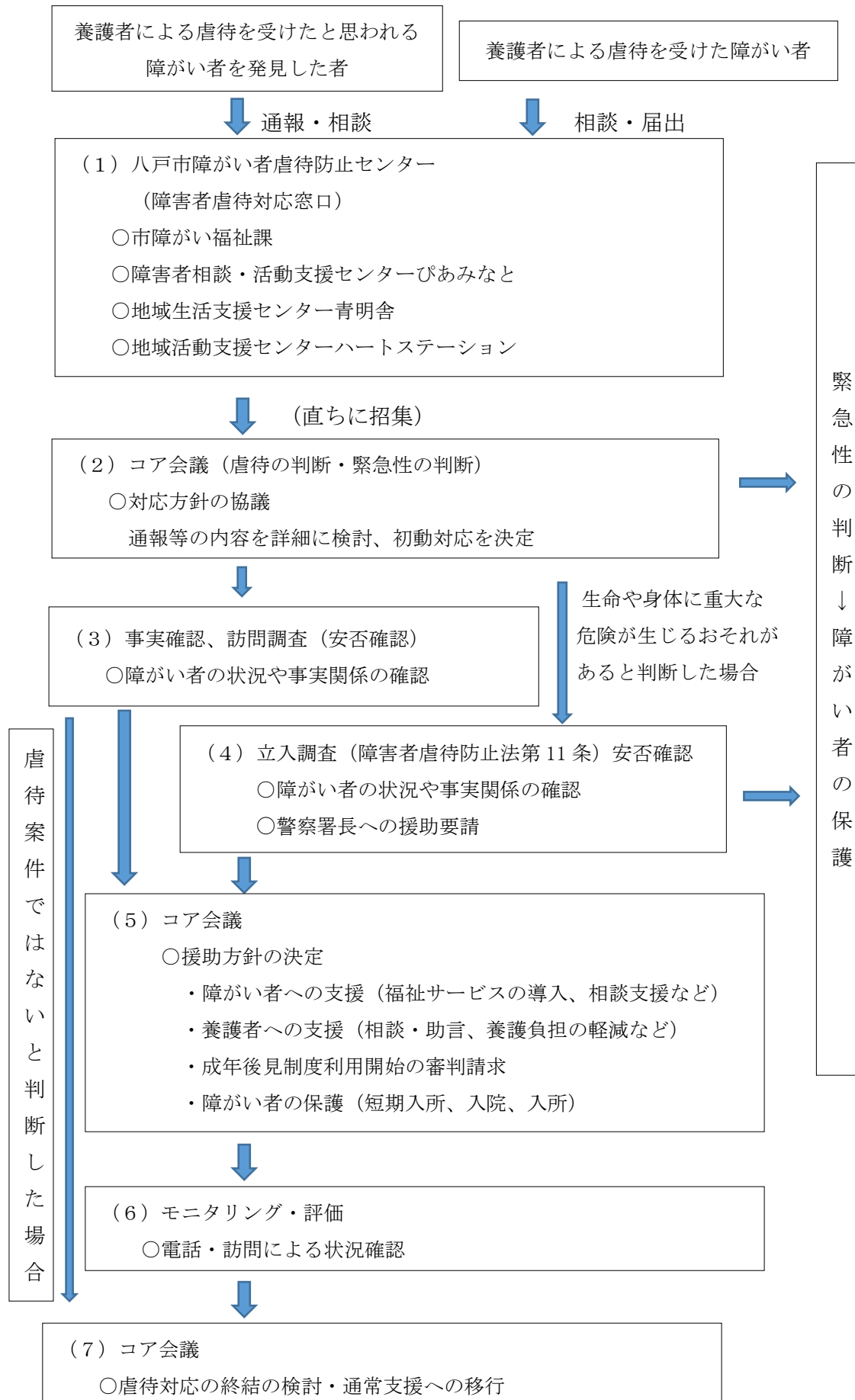
令和 6 年度：「警察」「施設従事者」「病院」

令和 7 年度：「警察」「施設従事者」「本人」

5) 啓発活動

- ・ 障がい福祉課窓口でのパンフレットの設置
- ・ 市ホームページでの障害者虐待の周知
- ・ 集団指導での事業所への周知

養護者による障がい者虐待が発生した場合の対応



八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議の実施状況

1. 会議の目的

高齢者及び障がい者への虐待に対して、その防止及び早期発見を図り、原因を明らかにするとともに、高齢者及び家族等への総合的な支援策を検討し、各関係機関との連携システムを構築するために、広く意見を聴取することを目的としている。

2. 開催状況

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
合同 1 回	開催なし	高齢 1 回 障がい 2 回 合同 1 回	高齢 1 回	開催なし	開催なし

3. 今後の見通し

引き続き、八戸市における高齢者虐待及び障がい者虐待防止に関する取組を推進するために、専門家の意見を聴取する。また、処遇困難事案の検討を通じて専門機関への支援を行う。

4. 虐待防止のための取組

○高齢者虐待について

高齢者虐待に関する周知啓発を図ることで、防止及び早期発見につなげることを目的に、市民や高齢者福祉施設の職員等を対象に高齢者虐待防止研修会を毎年開催している。

また、市内 12 の日常生活圏域ごとに設置する高齢者支援センターが中心となり、市地域包括支援センター（高齢福祉課内）と連携して、虐待の相談や通報の受付け、事実確認及び高齢者や養護者に対する支援を行う体制を整備するとともに、虐待の有無の判断及び支援方針の検討等を行うことを目的に進行管理会議を毎月開催している。

○障がい者虐待について

相談受理や対応体制については、障がい福祉課及び 3 箇所の市委託相談支援事業所である障害者相談・活動支援センターぴあみなと、地域生活支援センター青明舎、地域活動支援センターハートステーションに八戸市障がい者虐待防止センターを設置し、相談対応を行っている。

また、調査対象や方法の検討及び虐待の有無の判断にあたっては、コア会議を実施し方針決定を行っている。

虐待防止のための取組みとしては、窓口での障がい者虐待に関するパンフレット配布や市ホームページへ障がい者虐待防止法について掲載し、広く障がい者虐待について周知を図っている。

八戸市要保護児童対策地域協議会について

1 八戸市要保護児童対策地域協議会（要対協）とは

児童虐待等により保護者に監護させることが不相当であると認められる児童又は保護者のない児童（要保護児童）や保護者の養育を支援することが特に必要な児童（要支援児童）とその保護者、出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要な妊婦（特定妊婦）等に関して、関係機関で情報交換及び支援内容等について協議を行う「子どもを守る地域ネットワーク」。

会議は、代表者会議、実務者会議、ケース検討会議の3層からなる。

設置根拠は、児童福祉法第25条の2（努力規定）。

2 令和7年度開催状況

（1）代表者会議

開催回数：1回（8/27）

内 容：①八戸市要保護児童対策地域協議会の概要について
②令和6年度八戸市における児童虐待相談の状況について
③児童虐待死亡事例検証報告書について
④児童虐待防止に関する取組等について

構 成 員：青森県三八児童相談所、青森県三戸福祉事務所、八戸警察署、八戸市医師会、八戸市小学校長会、八戸市中学校長会、八戸市保育連合会、八戸市私立幼稚園協会、三八地区高等学校長協会、八戸市民生委員児童委員協議会、八戸学院大学短期大学部、青森地方法務局八戸支局、その他市長が指定する機関

（2）実務者会議

開催回数：12回

（4/24、5/29、6/26、7/31、8/28、9/18、10/23、11/20、12/18、1/22、2/19、3/19）

ケース数：延べ473件

内 容：要保護児童等の現況等確認と支援の検討について

出 席 者：青森県三八児童相談所、八戸警察署、市教委教育指導課、市教委こども支援センター、市生活福祉課、市高齢福祉課、市障がい福祉課、市こども未来課、市子育て支援課、市すくすく親子健康課、市保健予防課

（3）個別ケース検討会議

回 数：9回

内 容：要保護児童等の具体的な支援策の検討について

出 席 者：青森県三八児童相談所、八戸警察署、病院、学校、保育園、障がい福祉サービス事業所、市教委こども支援センター、市生活福祉課、市すくすく親子健康課、市保健予防課など

令和7年度八戸市における児童虐待の現状について

1 八戸市が受理した児童虐待相談対応状況

年度	(1) 相談処理 件数	内訳(確認状況)								
		(2)虐待の内容				(3)主な虐待者				
		身体的	性的	心理的	ネグレクト	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他
R3	113 件	14	0	97	2	76	1	28	2	6
R4	164 件	20	0	104	40	56	9	91	0	8
R5	119 件	21	4	63	31	61	2	56	0	0
R6	126 件	28	1	65	32	47	0	78	0	1
R7	124 件	24	0	69	31	52	3	69	0	0

2 全国及び青森県内の児童虐待相談対応件数

(1) 児童相談所の児童虐待相談対応件数

年度	全国	青森県	三八児児童相談所 (旧八戸児童相談所)	八戸市市民
R3	207,660	1,693	580	434
R4	214,843	2,039	574	400
R5	225,509	2,414	776	579
R6	223,691	2,380	750	553
R7	-	2,227	673	532

(2) 主な虐待者(青森県内訳)

年度	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	合計
R3	767	94	790	4	38	1,693
R4	969	121	911	6	32	2,039
R5	1,008	130	1,222	11	43	2,414
R6	1,048	132	1,162	8	30	2,380
R7	963	119	1,092	15	38	2,227

3 児童虐待防止に関する研修

児童虐待防止対策の強化を図るため、令和3年度より八戸圏域連携中枢都市圏事業として、専門職の支援技術習得のための研修会と圏域内の住民への啓発を目的とした研修会を各1回実施。

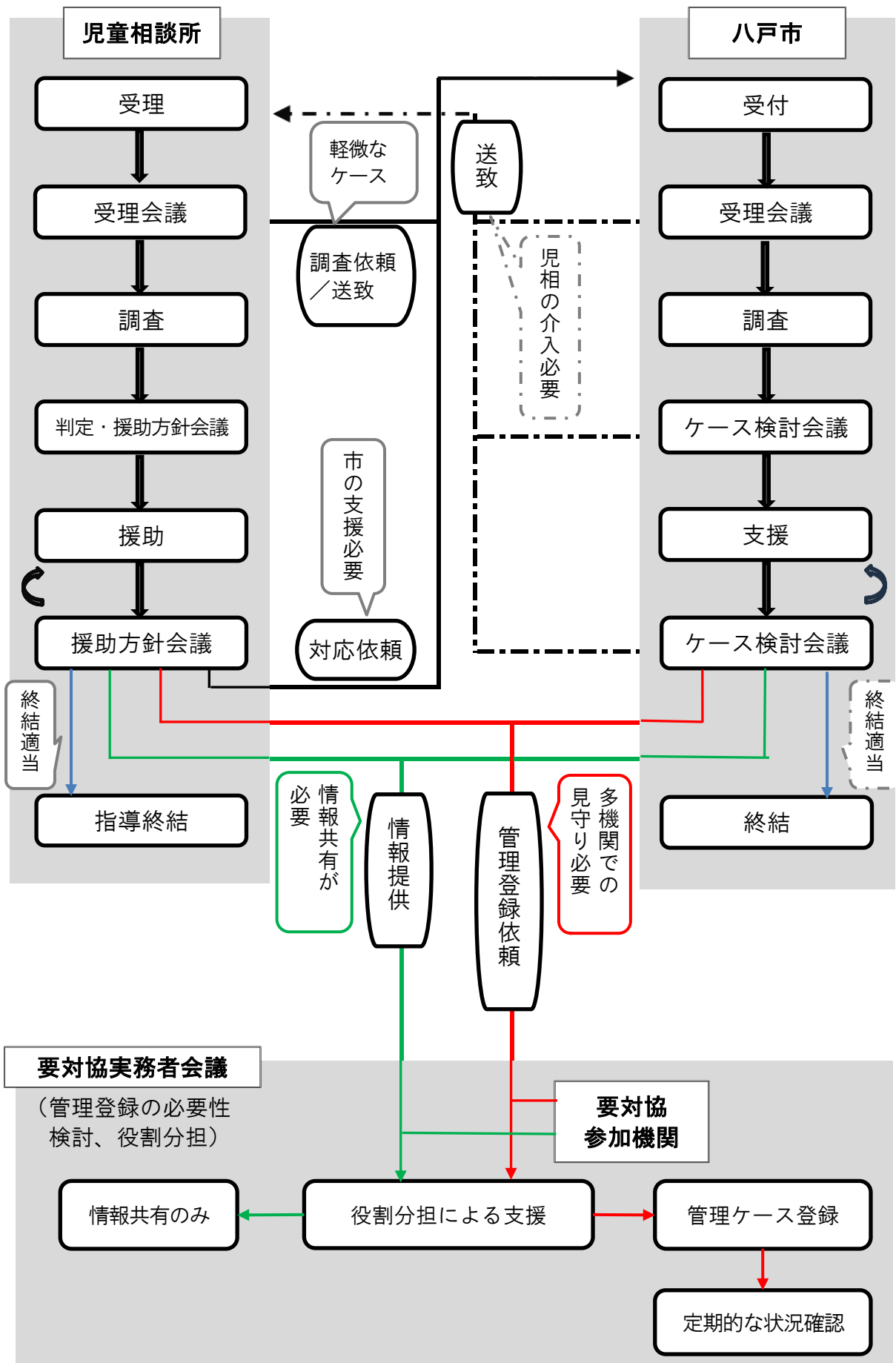
(1) 専門職対象

- 開催日・場所:令和7年11月21日(金) 八戸市総合保健センター 大ホール
- 研修内容:子育て支援者のためのアンガーマネジメント
- 講師:石川 悦子氏
(こども教育宝仙大学こども教育学部 教授、公益社団法人日本公認心理師協会 理事)
- 参加者数:92人(うち、八戸市75人)

(2) 圏域住民対象

- 開催日・場所:令和7年11月22日(土) 八戸市総合保健センター 大ホール
- 研修内容:家庭や地域で役立つアンガーマネジメント ～上手な叱り方～
- 講師:石川 悦子氏
(こども教育宝仙大学こども教育学部 教授、公益社団法人日本公認心理師協会 理事)
- 参加者数:68人(うち、八戸市53人)

4 児童虐待対応の流れ



令和7年度八戸市におけるDV防止の現状について

1 八戸市の女性相談 相談別件数

単位:件(延件数)

相談の種別	人 間 関 係													住居問題	経済関係				医療関係	計
	夫 等			子ども			親 族			家庭不和	その他の者の暴力	男女問題	その他		生活困窮	借金・サラ金	求職	その他		
	夫等の暴力	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育困難	その他	親の暴力	親族の暴力	その他											
4年度	393	110	19	12	11	94	10	0	19	3	3	0	16	62	12	6	10	42	95	917
5年度	497	108	17	1	8	99	10	0	29	0	1	0	15	47	6	2	5	44	72	961
6年度	390	57	16	1	15	67	1	1	13	0	1	0	11	13	6	4	14	49	45	704
7年度	298	58	38	1	10	33	15	2	21	0	2	0	12	23	4	2	6	39	72	636

2 DV相談受付件数

○ 配偶者暴力相談支援センター 及び 八戸市福祉事務所のDV相談受付件数

年度	配偶者暴力相談支援センター			八戸市福祉事務所	市民分合計
	全国	県全体	三八県民局分 (うち八戸市民分)		
4年度	122,211件	1,403件	66件 (32件)	458件	490件
5年度	126,743件	1,563件	59件 (35件)	554件	589件
6年度	127,796件	1,679件	79件 (50件)	421件	471件
7年度	—	1,557件	49件 (22件)	336件	358件

3 啓発活動（児童虐待防止含む）

(1)街頭等でのポケットティッシュ(相談窓口の連絡先明記)配布

実施月： 児童虐待・DV防止月間(11月) 八戸警察署（生活安全課）と合同開催

場 所： 市内ショッピングセンター

配布枚数： 約200枚

(2)八戸市総合保健センター正面ライトアップ（11月）

(3)虐待防止啓発ちらし配布（市内の保育・教育施設、民生委員児童委員協議会等）

(4)広報はちのへ等での相談窓口の周知、電子メールによる相談受付

(5)DV防止啓発リーフレット配布（1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、市内の小児科）

4 関連計画及び会議

(1)八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための計画(R7~11)

(2)DV被害者及び困難女性支援庁内連絡会議の実施(2回) 実施月：7、2月

当市におけるいじめ問題の現状について

当市におけるいじめ問題の現状

1 当市におけるいじめ認知件数（1,000人当り）

校種等	小学校			中学校		
年度	当市	本県	全国	当市	本県	全国
R2	87.9	69.0	66.5	20.7	31.2	24.9
R3	75.3	71.2	79.9	18.3	39.3	30.0
R4	72.3	86.0	89.1	13.2	48.8	34.3
R5	76.4	81.7	96.5	16.7	52.3	38.1
R6	85.2	85.0	101.9	21.0	54.6	42.6
前年度比	+8.8	+3.3	+5.4	+4.3	+2.3	+4.5

全国における小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、全国的に増加傾向が続いている。SNS等を介したインターネット上のいじめについても積極的な認知が進んでいることから、従来は見過ごされていた事案についても把握されるようになってきていると考えられる。

当市においては、令和4年度に小・中学校とも減少を示したが、令和5年度及び令和6年度は小・中学校ともに増加した。インターネットを通じた事案については、いじめ全体において小学校1.5%、中学校7.0%となっており、全国の小学校1.9%、中学校9.3%に比べ低くなっている。

2 令和6年度 当市における学年別の認知件数（1,000人当り）

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	全体
小学校	R4	69.5	88.8	69.2	73.6	69.2	63.7	72.3
	R5	50.0	106.7	115.7	80.8	51.6	57.0	76.4
	R6	76.7	91.1	122.2	95.8	72.9	52.7	85.2
中学校	R4	21.6	10.5	7.6				13.2
	R5	30.5	13.9	6.1				16.7
	R6	35.8	19.9	6.7				21.0

小学校2・3・4年生を中心に認知件数が多く、小学校2年生・6年生以外で大きく増加している。特に低学年では、相手の気持ちを踏まえた言動や適切なコミュニケーションが十分に身に付いていないことから、日常的なトラブルがいじめとして認知されるケースも多いものと考えられる。

また、中学校においても、すべての学年で前年度より増加しており、交友関係の変化やSNS等による人間関係のトラブルの複雑化などが背景として考えられる。

3 いじめの解消率

	当市	本県	全国
R 2	77.0%	79.3%	77.4%
R 3	78.7%	80.2%	80.1%
R 4	86.6%	79.3%	77.1%
R 5	75.5%	78.5%	77.5%
R 6	78.5%	75.5%	76.1%

いじめの解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

4 令和6年度 当市におけるいじめの態様（多い順）

	小学校	中学校
①	冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
②	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
③	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	・仲間はずれ等・軽くぶつかられる等・電話等での誹謗中傷等（同数）

5 令和6年度 当市におけるいじめ発見のきっかけ（多い順）

	小学校	中学校
①	アンケート調査等 50.9%	本人からの訴え 33.6%
②	本人からの訴え 22.9%	アンケート調査等 29.2%
③	本人の保護者 15.8%	本人の保護者 23.0%

6 いじめの発見について（各学校の取組）

- ・ 早期発見・早期対応のための学校独自のアンケート調査の実施
 - 年間3回から12回実施、保護者対象もあり
- ・ マイアクションエイトの掲示、唱和
 - 小学校のみ、「いじめの問題等に関する対話集会」にて作成
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」の見直し
 - 教職員での共通理解、HPで地域、保護者等への周知
- ・ 子どもの小さなSOSを見逃さないための取組
 - 日常の観察、情報交換、丁寧な聞き取り、SC・SSWの活用、校内研修の実施